質疑書

※質疑書に対象の件名を記載の上、メールにて質疑してください。件名が漏れている場合、案件が特定できないため回答できません。

件名 国重要文化財旧鴻池新田会所本屋ほか3棟保存修理工事実施設計委託業務

/ FE DD + -T \	(= #)
(質問事項)	(回答)
【特記仕様書P.12】 ア.受託者は、建築基準法及び建築士法等の法令上の設計者として、その責務を全うしなければならない。(以下略) オ.管理技術者は、(中略)会社その他の法人である場合にあっては当該法人に所属する者を配置しなければならない。 → 管理技術者は、前述のオ.に記載の要件を満たせば、建築士法に定められた資格(一級建築士)を所持していない者(職員)を配置してもよろしいでしょうか。 (当法人は一級建築士事務所の登録は受けています。当該業務配置予定技術者は、法人所属の職員とし、ア.の要件は遵守できると考えます。国庫補助事業であるという観点から、文化庁の承認を得た主任技術者は配置します)	管理技術者に一級建築士であることは求めていません。
れておらず、井戸屋が含まれております。) ②特記仕様書P6 (2)追加業務 ア.積算業務 ■積算システムへのデータ入力 ②-1→RIBCなどの使用が必要でしょうか。 イ.申請など業務 ②-2→文化財建造物保存修理工事において必要な届出および申請業務のみと考えてよろしかったでしょうか。 ③特記仕様書P17 イ.現地調査	① 井戸屋は対象ではなく米踏部屋、南便所は今回の対象範囲となっております。 ②-1 RIBCの使用は必要ありません。 ②-2 ご記載の通りです。 ③ 地質調査業務及びスウェーデン式サウンディング調査については今回の委託内容に含んでおりません。 ④-1 記載の通り、再提出が必要です。 ④-2 設計の中で電気設計及び機械設備設計の内容があった場合設計していただきます。